

知らないうちに違反？

盛土の新ルールを確認してください

(盛土規制法)



あなたの土地に無断で盛土されていませんか？
土地を安全に管理することが求められます！



擁壁にひび、変形等の異常はありませんか？
壊れる前に適切な維持管理を！

九都県市は、共同で危険な盛土等に伴う 災害防止に向けた取組を行っています。

埼玉県



千葉県



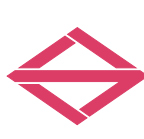
東京都



神奈川県



横浜市



川崎市



千葉市



さいたま市



相模原市



九都県市

盛土規制法のポイント

九都県市ほぼ**全域**が**宅地造成等工事規制区域**または**特定盛土等規制区域**のいずれかに指定されています

⚠ 手続き 一定規模を超える盛土等の工事に着手する場合は、**許可申請等**が必要です。

⚠ 管理責任 盛土等が行われた土地について、**土地所有者等は常時安全な状態に維持する責務**があります。

⚠ 罰 則 手続きや盛土等の管理を怠った場合には、**土地所有者や工事主等**に対し、盛土規制法の**罰則が適用**されます。
(最大で**拘禁刑3年**又は**罰金1,000万円**、法人に対しては**最大3億円**)

九都県市首脳会議

規制区域の指定状況や、盛土規制法のルール等の詳細については、各自治体の窓口にお問合せください。

埼玉県

都市整備部 都市計画課

電話：048-830-5336



埼玉県 盛土規制法HP

千葉県

県土整備部 都市整備局 宅地安全課

電話：043-223-4494



千葉県 盛土規制法HP

東京都

都市整備局 市街地整備部 区画整理課

電話：03-5320-5132



東京都 盛土規制法HP

神奈川県

県土整備局 河川下水道部 砂防課

電話：045-210-6505



神奈川県 盛土規制法HP

横浜市

建築局 宅地審査部 宅地審査課
建築局 宅地審査部 調整区域課

電話：045-671-2121



横浜市 盛土規制法HP

川崎市

まちづくり局 指導部 宅地企画指導課

電話：044-200-3087



川崎市 盛土規制法HP

千葉市

都市局 建築部 宅地課

電話：043-245-5538



千葉市 盛土規制法HP

さいたま市

都市局 都市計画部 開発・盛土調整課

電話：048-829-1428



さいたま市 盛土規制法HP

相模原市

都市建設局 まちづくり推進部 開発調整課

電話：042-769-6128



相模原市 盛土規制法HP